

令和8年10月から 国民年金保険料の育児免除制度が始まります

対象の方は
申請が必要です

育児期間中の経済的負担を軽減するため、子を養育する国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業、農業者の方など）を対象に、子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料の納付が免除される制度が新たに始まります。

■ 1歳になるまでの実子、養子を養育する国民年金第1号被保険者が対象です。

※子と身分（親子）関係が継続していて、子と同一住所であること

■ 保険料の納付が免除された期間は、月額17,920円（令和8年度）の保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

■ 第1号被保険者は、夫婦ともに免除の対象になります。



◆国民年金保険料が免除される期間

令和8年10月1日以降で、養育する子が満1歳になる誕生日の前月までの最大12か月間です。実母は、産前産後免除制度と合わせて最大13か月間免除されます。

なお、制度施行以前の分は免除の対象外です。

〈免除期間のイメージ〉

出産日

満1歳になる
誕生日の前月

	12月	1月	2月	3月	4月	5月			12月
実母	産前産後免除期間				育児免除期間				
	出産予定月または出産月の前月から4か月間								
実夫または 養父母		育児免除期間							

◆申請方法

マイナポータルから電子申請するか、保険年金課窓口で申請してください。

窓口で申請する場合は、本人確認書類（マイナンバーカード等）を持参してください。同居の家族以外の方が代理人として申請する場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。



日本年金機構の
ホームページは
こちらから

問 保険年金課 ☎0297(21)2187

年に
一度は

国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入の方へ 健康診査を受けて健康をチェックしましょう！



市では、皆さんの健康維持のため、生活習慣病の早期発見・重症化予防などを目的とした健康診査を実施しています。次の対象の方は、年度初めに送付（または加入時に交付）した受診券をお使いいただくことで、少ない自己負担で健康診査を受けることができます。

◆対象者と負担金

①特定健康診査

【対 象】 国民健康保険に加入している40歳以上の方

【負担金】 ・40歳～69歳の方……1,000円
・70歳～74歳の方……500円

②後期高齢者健康診査

【対 象】 75歳以上の方と一部認定を受けた65歳以上の方

【負担金】 無料（心電図・眼底検査等を希望する場合は、330円～2,500円）

※上記以外の方の受診に関しては、別途お問い合わせください。

◆10月の健康診査の予定

会 場	実 施 日
岩井保健センター	10月 16日(金)
	18日(日)～22日(木)
	26日(月)・27日(火)
猿島保健センター	10月 23日(金)・24日(土)

健康診査の予約

健康づくり推進課 ☎0297(35)3121

※予約は9月4日から開始しています。定員に達し次第受付を終了しますので、ご了承ください。

問 保険年金課 ☎0297(21)2187